

## 平成22年 第4回定例会一般質問

### ○議長 横尾 武志君

7番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

### ○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。1回目の質問通告書を読み上げて、第1番目の質問といたします。件名、病院運営について。要旨①公立病院での医師確保が困難と言われている状況で、今後の町立病院運営の方向性と方針について尋ねる。

件名2、基金・起債について。要旨①基金及び起債の今議会補正後残高と今後の基金・起債全体の運用方針、方向性について尋ねる。要旨②基金を現金保管する基準は、町規定としてどのように定めているのかを尋ねる。

以上で第1回目の質問を終わります。

### ○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。病院事務長。

### ○病院事務長 小池 健二君

公立病院での医師確保が困難と言われている状況でございますが、自治体病院の医師の確保は大変困難なものがございます。これは医師不足によるもので、当院だけの問題ではなく、全国的な問題でございます。医師不足の実態としては、病院勤務の勤務医師の絶対数の不足や医師の都市部への偏在、小児科、産科、外科等の専門診療科の医師不足がございます。医師不足に係る医師の確保につきましては、国に対して自治体病院として要望をしているところでございます。

また、自治体病院の経営赤字の一因には、医師の確保ができないことにより起こっている状況については、十分私どもは認識しているところでございます。

今後の町立芦屋中央病院の運営の方向性、方針といたしましては、今後とも芦屋町の唯一の病院でありますので、町民、地域の住民の方が安心して医療が受けられるよう医師の確保をいたしまして、現在進めております病院施設改修整備事業での環境を整えながら、効率的な病院の運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

### ○議長 横尾 武志君

財政課長。

### ○財政課長 柴田 敬三君

では、財政課からお答えします。

基金及び起債の今議会の補正後の残高及び両方の運用方針、方向性ということでお答えいたします。

まず、12月議会補正後の基金残高の見込み額ですが34億6,000万円と見込ん

であります。同じく起債の残高につきましては70億7,000万円と見込んでおります。

次に、起債の借入れ方針と申しますか、方向性についてご説明申し上げます。

まず1点目、起債につきましては、世代間の公平負担ということが1点目です。

2点目につきましては、財政運営上の負担の平準化という、この2つの大きな考え方に基づいて借入れを行っております。

実際借り入れるときには、退職手当債以外は後年度の元利償還金の一部が地方交付税において手当されるような措置があるものしか借り入れないようにしております。

今回の補正で過疎債を1億2,000万円で借り入れ予定で計上していますが、過疎債につきましては、元利償還金の70%が交付税で手当されますので、言い換えれば7割の国の補助のもと、実質3割の負担で事業が実施できるというものです。それ以外の起債につきましても、おおむね30%から50%の交付税措置がある起債を借り入れるようにしております。

今後、より有利な交付税措置がある起債を借り入れることを心がけていますが、有利だからといって、何でも借り入れるということは当然行いません。この辺の歯どめ策と申しますか、ブレーキ役となるものとしまして、健全化判断比率の一つであります実質公債費比率という指標があります。これは交付税措置分を除く純粋な元利償還金、いわゆる一般財源を使って負担をしなくてはいけない元利償還金の数字を出すものですが、これが芦屋町の財政運営においてどれだけ影響——資金繰りだとか、そういうところに影響を及ぼすかという指標なんです。21年度の芦屋町の数値は10.4%でございます。この数値は低いほど財政が健全な状態と言えますが、県平均は11.1%ということになっております。県内では、健全なほうに入っているかと思えます。で、この数値なんです。18%を超えると、公債費負担適正化計画の作成が義務づけられ、借り入れも協議制から以前のような許可制に戻ることになりますし、最大25%を超えると起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。つまり国の管理下に置かれるような状態になるということです。

いずれにしましても、先ほど言った、この18%という数字、数値を超えない中での財政運営が大原則になるかと思えます。

続きまして、基金の方針と申しますか、方向性についてですが、基金につきましては、それぞれ基金条例の中で目的等が明記されていますので、ご質問のご趣旨としましては、財政シミュレーションにおける基金残高の方向性と申しますか、考え方を述べさせていただきます。

22年度に作成しました財政シミュレーションでは、21年度決算における基金残高が36億2,000万円となりました。これは国の交付金等の支援策もありましたが、16年ぶりにわずかながらでも基金総額がふえたという結果になっております。

なお、今回のシミュレーションで今年度末の基金残高は35億8,000万円として

いましたが、先ほど申しましたように、現予算上の見込みでは34億6,000万円となります。ただし、最終的には高浜浜口町住跡地の売却収入及び今回の補正でも上がっていましたが、国の補正ですね、普通交付税の追加分、こういうところの数字を加算すると、見込みどおりになるものと認識しております。

基金残高の推移といたしましては、今回の設定条件が続くと仮定すれば、今後も26年度を除いては減り続ける傾向にありまして、31年度には24億円程度まで基金は減少するものと予想しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

会計管理者。

**○会計管理者 入江 真二君**

それでは、現金保管をする基準は町規定としてどのように定めているかということに対してお答えさせていただきます。

現金保管の基準は、地方自治法第241条第2項の規定に、基金は条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定してありますので、これを大原則といたしまして町の資金管理並びに運用基準の第5項に定めております。

ちょっと読ませていただきますが、

※1、各種基金の資金は、原則として指定金融機関の普通預金口座において管理する。

1つ、各会計への一時繰替金として使用する予定のない資金は、適当な金額を運用する。

1つ、運用は大口定期預金とする。ただし、利回りの比較、期間、金額等の点で他の金融商品が運用上、有利と判断される場合は、債券での運用ができるものとする。

※

と、こういう内容で運用しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 7番 今井 保利君**

それでは、一番目の病院の関係の回答ありがとうございます。

先ほどの質問にもありましたように、高齢化社会で地域医療の必要性は、ここで私が説明する必要もなく大切なことです。全国の公立病院が経営の危機に瀕している中、芦屋町の病院は経営的、財政的にも安定していると報告を受けていますし、先ほどの説明では、医師の確保も組織全体で対応していることがよくわかりました。今後も地域の医療充実と町民の健康のために、組織一丸となって努力され、芦屋町町民の健康維持に努力をしてください。これで1番目の質問を終わります。

2番目の質問の基金と起債についてのご回答の中で、起債は今年度この今回の議会の

あと70億円と言われましたが、先ほど実質公債比率で18%を目標にしていくということですが、これはわかりました。起債の、いわゆる金額の上限というのはお持ちですか。それともやはり、芦屋町は公債費比率だけでここをコントロールしようとしているのか。ちょっともう一度そこを教えてください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

実質公債費比率の率でいきます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。起債というのは、いわゆる借金ですので、ぜひこの18%を下回る中で今後も運営していただきたいというふうに思います。

それに続きまして、基金の回答がありましたけども、今回の予算後34億6,000万円というお答えが言われたんですけども、実質きのうの岡議員からの仕組み債を引くと6億円というのが出ますけれども、そうすると、実質本当に芦屋町で使える基金というのは28億6,000万円というふうに考えてよろしいですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

実質、この基金の言っている基金のほかにも定額運用基金だとかありますので、若干上乘せがあるかと思いますが、それを加えてもその金額にほぼ同等ということで認識していただいてもかまいません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。芦屋町の財政状況、今の基金と起債、それから一般会計の総額の47億円ということを含めながら、有利な起債はできるだけ先ほどのお話であるように借りて、財政で不足の金額は基金を取り崩すスタイルでずっときていると思います。私はここ8年間議員でおる、大体そのスタイルですね。大体予算書をずっと見ると、ここ10年、15年は今のように有利な起債は借りて、不足なところは基金を取り崩していく、こういう財政運営スタイルと考えますが、この辺についてはどうでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。過疎債の指定を受けてからは、事業はなるべく過疎債を使

うことによって、7割交付税措置があるということで、できる限り事業の採択については過疎債をお願いしていると。で、どうしても収支の中で足りないものについては、基金の取り崩しをやっているということです。

ここ数年、大型事業が立て続けにありました。庁舎の改修事業、それから町民会館、中央公民館、これらにつきましては、実際町民会館、中央公民館につきましては、元利償還金のベースを入れても最終的には2割程度の負担であれだけの改修ができているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それで、先ほど財政シミュレーションではこのままでいくと、少しずつ取り崩していく中で、設定条件の中では31年度に24億円、それでもずっと減っていくんです。この設定条件はもう何度も私一般質問の中で言うておりますけども、来年からポートから利益が出る、これ前提なんです。これがなかったらもっとなくなるというふうに考えております。

先ほど基金についての自治法の定めというところは、目的を定めて基金として積み立て、その目的のために使用するために基金がある。芦屋町でこれを目的基金じゃなくて流用することができるような条例をここ10年ぐらいで改正してやっておりますけども、これは基金が少なくなって、使用目的以外で使わないと財政運営ができなくなるほど今芦屋町の財政の台所が逼迫していると私は思いますけども、間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基金条例の中に処分条項というのがありまして、あくまで今——少々お待ちください。ね。例えば職員退職基金の今回の取り崩し額、当初予算ベースで6,970万円だとか、福祉行政基金の1億円、それから芦屋釜の里の管理運営基金2,800万円、これ取り崩し予定にしているんですが、これはあくまでその目的、第1条にどこも書いてあります。その第1条の目的のために取り崩しをしているわけで、全体の収支、全部でどうのこうのということではなく、あくまで釜の里の収支のバランスを見て足りない部分を補ってんしていると。福祉行政基金についても、単独事業いろいろあります。敬老祝い金の支給だとか、もろもろあります。それについてこの1億円を取り崩しているということが大前提でございます。なもんで、その辺の収支を合わないものは最終的には財調でという考え方でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

自治法の先ほどの説明で241条の説明がありましたけども、自治法でも定められているように、目的のために使うということ、今のご発言がありましたけど、極力その中で定められるものはためる、使うものは使う必要性があればしょうがないんですよ。財調で流用しているというのは、このごろよく予算の中で見られるので、ぜひその辺はしっかりしていただきたいと思います。

なお、この逼迫している財政の中で、今回さらに、今回の1億2,000万円でしたか、退職債を借りる今回の補正予算が通ると、退職債の借入れの総額は幾らになるのかというのが1つ目の質問。それから、その退職債の利子はどれぐらいになっているのかをお聞きします。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

今回の借入れで退職手当債につきましては10億9,500万円総額になります。元利償還金では、おおよそ総額で12億円程度になるかと思います。ちょっと退職手当債の中身につきまして若干説明させていただきます。

退職手当債は、定員や人件費の適正化に関する計画、これを通じて将来の人件費の削減により、償還財源が確保できる範囲内でしか国が認めていないものです。団塊の世代の大量定年退職者に対応するための27年度までの時限立法でもあります。長期的展望に立てば、経費の平準化のみならず、将来の人件費削減に寄与できる制度であります。

なお、今回の退職勧奨により23年度以降の退職金は、年平均で大体1億円程度になる予定ですので、財政シミュレーションでもお示ししましたように、現在の設定状況が続く限り、新たな退職手当債の借入れについては実施しないということの予定にしております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 7番 今井 保利君**

今年の10月のほうに議会の全員協議会で今後は退職債は借りないということでお聞きしておりますので、ぜひその方向性でやっていただきたいと思います。

ただ、きのうちょっと質問の中で回答の中で、退職債の質問で、一般会計に迷惑はかけませんからという発言がありました。これは私少しおかしいと思う。退職債借りるときはそれは退職債で借りるでしょうけど、返すときは、町民がこれ負担すると思うんですね、利子も含めて。確かに一番最初に言われた均等で後世の人も均等にということもありますけども、これは一般会計に当然影響するものです。私も何回もこの議会でご発言しておりますけれども、この退職債は、起債の中でも有利なものは全くない。先ほど言われたように70%の過疎債なんかの充当なんかもないんです。一般の家庭で考えれば、

全く手を出してはいけない、いわゆるサラ金であるとか、消費者金融と同じなんです。そして本来これは義務的経費なんです。必要な年度、発生年度に支払わなければいけない、処理すべき会計費用なのだと、これで3回目ぐらい私はここで議会で言っておりますけども、これに間違いありませんよね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

義務的経費であることは間違いございません。それで当然、将来何人が退職してどれぐらいの退職金が要るんだ、これも当然計算上出てきます。で、財政状況がよろしければ、その辺に備えての基金の積み立て、これを当然しておくべきと思います。過去には、例えば元金7,000万円だけが毎年積み立てておりました。ところが、その7,000万円の財源はどこから持ってきたかという、結局資金繰りといいますか、財政運用といいますか、ほかの基金を取り崩して職員退職基金に移しかえよった、そういうことなんです。7,000万円の一般財源を積み立てる余裕はございませんでした。したがって、もうそれはやめろということにして、この退職手当債という制度が出ましたので、そこを借りて、この間は何かしのごうということでやったわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。いずれにしましても、先ほどからのお話を聞いている中では、今後の財政運営は、特に前回の質問をしたときにも返事がありましたけど、町の収入、いわゆる財源となる収入、税金は減っているという回答を前回の議会で確認しております。今後さらなる内部努力する中で、起債と基金のバランスをとる安定した財政の運営を望んで、この2番目の起債と基金に対する質問を終わります。

それでは、最後の中に私のほうになっています基金の現金管理の基準ということで、先ほど自治法だとか、あとは資金管理の芦屋町の条例ということを読まれましたけれども、総括すると、基金の保管は自治法や町の条例で确实かつ安全に保管運営をすべきというふうに私は理解するんですけども、これでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

お答えします。

まず先ほど述べました自治法の241条、これは基金に関する規定でございます。それで、自治法には歳計現金の規定のところがございます、第235条の4に現金及び有価証券の保管というところがございます。この中に普通地方公共団体の歳入歳出に属

する現金は政令の定めるところにより最も確実かつ有利の方法によりこれを保管しなければならぬというのがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

いろいろな自治法、条例を見ても、確実に安全にやりなさいというのが基金の一つの基準だというふうに私も判断しております。ただ、ちょっときのうの中の回答の中で、債券運用指針に照らし合わせて基金を運用したというようなことがあるんですけども、この指針というのは議会には報告されているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず何度も言いますが、ペイオフ対策として平成14年4月1日から施行しております芦屋町資金管理並びに運用基準、それと芦屋町債券運用指針を施行しておりますが、議会への報告はしていません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

こういう指針、条例については、議会は全く承認していないということを記録します。さて、基金を取り崩すとき、昨日の岡議員の資料を見ていて思ったんですけども、1ページ目に退職基金だとか財政調整基金、競艇事業振興金、こういうものを運用金をたくさん取り崩されているわけですけども、基金のこれを取り崩すときには、払い出し表か、それに類する書類が必要となって、1個1個に対して書類決裁されていると思えますけども、このことに間違いはございませんか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

基金の取り崩しというか、これは運用でございます。基金の中で使用頻度というか、年数が3年ぐらいは動かさなくてもいいだろうということで……

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基金の処分ということに関しましては、各所管が基金条例を持っているわけですから、3月末までの基金条例の中で取り崩しなど、そういう決裁をとった中で伝票処理を最終

的にやるものとなっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは今回の、当然ほかのこともそうでしょうけども、今回の仕組み債の購入時にも、昨日の質問では合議の記録がないというのが一つ出ていました。これは非常に今後議会としても確認していく重要なところだと思いますけども、それはさておきまして、今もう一度確認します。今回の仕組み債のときに、この基金を崩すときには、基金の払い出し票はあったんですか、なかったんですか、そこだけお聞きします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

基金の払い出し票はございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、その今回の仕組み債、その払い出し票の最高責任者の印鑑はだれになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ちょっとお待ちください。まず、豪ドルのほうですね、平成20年3月に購入したほうですが、これは町長が決裁権になっております。それと米ドルの方につきましては会計管理者の決裁となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

2つの払い出し票は印鑑が違うんですね。権限規定を確認します。通常組織にはいろいろな業務の権限規定がありますけども、芦屋町の会計管理者のその払い出し票の権限規定があつて3億円出せるんですか、2回目の米ドル。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、仕組み債の債券購入に関しましては、岡議員さんにお渡ししておりますように

町長までの決裁をとって、方針決裁としております。それで、平成20年4月から財務会計システムが変わったことに伴い、その基金の払い出し票の決裁区分が変わったものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確認します。そうすると、1回目と2回目でどこかで権限規定が変わったというご説明でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

一応この件は時間が長くなりますので、確認して後でお返事ください。

いいですか、1回目のときに3億円出すときには、権限規定は町長でなければおろせなかったから町長がもらっているんです。今のご回答ですと、2回目は町長の印鑑はいらない。会計管理者でやっているというご回答です。これは精査してご報告を議会に下さい。非常にこれは権限規定の乱用、違反だと思います。

ちょっとお聞きします。会計管理者、または課長までのお金を出すときの権限規定は幾らまでなんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

課長までの基本的に支出負担行為、要は兼票の支出命令、兼支出負担行為も含める、そういう金額につきましては、課長は100万円となっております。100万円以上は副町長なり病院事業とか、もろもろありますけど、通常の会計では100万円までが課長、それ以上については副町長、で、700万円以上とかになれば町長というふうに決裁規定上はなっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確認します。100万円までが課長権限であって、当然支払いしたときの支払い伝票100万円以上になったときは、700万円以上になったときは町長の支払い権限であるから、最初の3億円は町長の支払い伝票のサインが要ったからそこに行っているんです。2回目は権限規定がもし変わってないとしたら、町長の、3億円ですからね、700万円の何倍ですか、要るんでしょ。これは何度も言います。権限規定の乱用ですので後で議会に報告してください。ましてや決裁、きのう岡議員が言われたように書類上の

ミスがある。全然権限と業務がまともになっていないという証拠じゃないですか。

昨日の資料の基金取り崩し、いろんな仕組み債購入時の決裁書から基金取り崩しの億単位の支払い金額、権限があるのは、今の700万円ということから言うと町長にしかない権限です。権限があるということは、そこに責任があるんです。すべて町長の責任だと思うんです。購入検討時の上申決裁書、不備がありましたけども、これに始まって基金の取り崩し票、これも私は今の回答だと不備があると思う。現金支払い票と言ってもいいです。これもこの辺には不備がどうもあるようです。すべての書類にこれ以外で町長の許しを得なきゃいけない700万円以上の書類をきちんと事務処理されているんですね。ほかにも出てくるわけじゃないでしょうね。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

すみません、調べて後ほどご報告させていただきます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

前の担当じゃないから、余りあなたに言うことはないけども、執行部に言います。おかしいでしょう。どんなものでも権限規定があってやっているんなら言ってくださいよ、ただして、わからない、調べたって。言ってください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

すべての事務については、きちっと例規集に定めたとおりに行っております。したがって、会計における書類の保管についても、きちんとされておるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

再確認しますよ、副町長。ほかに書類で700万円以上の書類に会計管理者がサインした書類はないでしょうね。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

会計管理者は、現金の出納の最終責任者です。したがって、会計管理者が出納に関して一切の権限を負っていますので、会計管理者が必ず判こは押します。ただし、その金

額に応じて町長が決裁すべきものは町長が決裁している、そういうことでございます。  
以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

じゃあ6億円、3億、3億、毎回、こういうものは私も株なんかを買ったり、いろいろなものを買ったり、それとか車の保険を買ったり、そういうときには、今必ず説明義務があるから、いろんな書類をたくさん見せられて、そこにあなたはこの説明を受けましたか、リスクについて理解していますねってチェックをされる。そういうのがどこにもあるんです。当然今回の仕組み債にもそういう書類はあると思う。3億、3億に対して。その辺の書類はありますか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

その書類には、先ほど副町長は、700万円以上であれば、印鑑は流用するけどもサインは町長のサインであるという回答ですけども、今回の2回のときのサインはだれですか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

会計管理者でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

副町長、答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

現金の出納に関する権限は会計管理者に属するものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうですね。印鑑はいいと思うんですよ。だけどサインは700万円以上のものについては町長のサインがあると言うけど、今担当者はサインないと言っていますよ。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

出していかどうかの決裁が町長がしますが、最終的に現金、それからそういう債券の出納に関しては会計管理者の権限で行われるものということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

この辺については、ゆっくりまた後でお聞きしましょう。

先に進みます。

町長はきのうの質問の中で、6億円の買い物をするのに、これは公金ですよ。3億、3億、3億円のものを買うときに、きのうの岡議員の書類を見ますと、この決裁書に印鑑を押す。持ってこられて説明を受けて有利と思ったから、はい判こを押しましたというご返事だった。それに対しては、理由としては不勉強であったというような理由ですけども、不勉強であっても何しても、ここにある700万円以上の決裁については、あなたに責任があると思えますけども、この辺については間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

このいわゆる最終的にこの金額仕組み債にかかわらず、すべての結局私に持ってきた、私が決裁をしたものは、すべて町長に責任があるというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、この仕組み債で町長は在任中にやめるときにはこの仕組み債、基金、これに対する欠損は出ると思うんですよね、途中で。これについては処理をされて町長をやめられるということですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

結局その岡議員の質問、9月議会にもありました。今回でもありました。結局これは、

すべてたら話であります。こうなったら、こうなったらどうするかというようなですね。結局きのうでも問題になりました、その30年というのがいかなものかということでございますが、きのうも岡議員の質問にお答えしましたように、そのときの経済情勢というものは果たしてどうであったかというのが大きな問題であって、その後にリーマンショックが起こった。それで結局その後に総務省等あたりから、今井議員からも質問が出ておりますように、このような基金等の運用についての意見書というものが来ているわけでございます。その前には、そういうようなことが来ておりません。

先ほど会計管理者が地方自治法を言いましたが、他の金融商品が運用上、有利と判断される場合債券でも運用ができるものというように規定されているわけでございます。それで、そのときに、岡議員の9月議会でもお答えしたように、何ら法律上、何も違反してないということで、日本全国津々浦々、これを運用されているところに何の罰則も来てないということでございます。

それと、その責任問題でございますが、じゃあこれが元金が保証されているという形の中で、今現在、何の損をさせたのか。元金が減ったのかということでございます。元金が保証されておるということです。

それともう一点、この件にかかわらず、じゃあその仕組み債とか金融にかかわらず、これはペイオフ対策ということでの指針に基づいて当時の会計管理者が、これが一番最良の策でよかろうということで合議してやったことで、私はきのうもお話したように大丈夫か、間違いありません、ちゃんと合議いたしましたということで決裁印を押したという次第であるわけでございます。

それともう一つ、これはつけ加えておきますが、この件につきまして、我々町村会でもいろいろ結局話が出るわけございまして、当該地、いわゆるこうなる前、ある町の町長が、町長、あなた会計管理者を褒めてあげてください。こういう立派な運用をやっているじゃないですかというような形の言葉があった。こういう事件が起こって、手のひら返して、どうするんか、どうするんかというようなことも、ある町ではあつておるようであります。

今回のこの仕組み債の購入につきましては、そのときではベストの判断ではなかったと、私は思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

私が質問しているのは、そのときの判断がベスト、それで私はいいと思います。結果として、しかしそうではないときには、町長、先ほど言われましたように自分で責任をとるといことを言われる。そして町長の説明の中で、6億円の元本は30年後に保証されているから、何も損はないじゃないか、何かありますかと言われました。6億円は

使えなくて30年間いったら、芦屋町の町民は必要なときの6億円使えないんですよ。今回も退職債にそのうちの6億円全部ぶっ込めばいいじゃないですか。退職債、10億円借りて2億円も利子を払っているんですよ。そしたら6億分だけでも利子だけでも助かるじゃないですか。

単純に言いますと、30年後に6億円が保証されてても、30年間——ここにいる人たち、皆さんもういなくなっている、私を含めて。けども、30年間の利子は、基金がないときには、起債でやるときに、30年間の利子はだれが払うんですか。町民ですよ。6億円、今起債を借りたら3%だと思えますけど、3%ぐらいですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今、財政融資資金、その他、退職手当債の金利は、前年度の実績でいきますと1%の前半でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

1%としますと、6億円の1%、1,000万円、30年で3億円町民が負担しなきゃいけないという単純計算になる。確かに6億円の基金というのは、基本はそのまま30年後に残るかもしれません。単純計算ですよ。3億円は町民が30年間かけて払わなきゃいけないような余分の費用が出るんですよ。違いますかね、私の計算が間違えていたら、ちょっと。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ご質問の内容が、基本的に30年間、そのまま保有するという前提でのお話のようでございます。で、この債券については、早期償還条件つきということでございまして、その話といたしまして、今、今井議員さん言われるのは、今後28年間塩漬けになる可能性があるのではなからうかと、そういうことだろうと思います。ただし、可能性の問題は、あくまでも可能性という、そういうふうに思っております。まだ購入後2カ年が経過しただけでございまして、この間に1,800万円の利息を収入しております。今後世界の経済状況がどのように転換されるのか。またリーマンショックなどの問題が再度あるのかどうか。また新たにペイオフが実施されるような金融機関が出てくるのかどうかなど、将来の予測は可能性の問題ということになります。

したがって、あるかもしれない、ないかもしれないということになりまして、その可能性の問題に対しては答えようがないと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

可能性については答えようがないという答えですね、わかりました。

町長、お尋ねします。あなたはきのうの質問、私の質問、きょうの質問の中で、会計管理者に有利だと言われて3億円の買い物をしたと。有利だから起債をやると。あなたはこれを買う前に、これはずっと書類を、きのうの書類を見ると、前田証券、西日本銀行、福岡銀行、それからみずほ証券と、いろいろな会社が絡んでいる。最後はゴールドマン・サックス、リーマンショックを立ち上げたような会社も仕組み債の中で名前が出てきますけど、これを3億円のものを買うときの購入前後でこの内容の説明は会計管理者以外から聞いたことはないのですね。前田証券とか西日本とか福岡銀行に説明を受けて、リスクの説明は受けてなかったんですね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

会計管理者のみからしか受けておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

会計管理者が出した書類の後ろのほうにリスクがたくさん書いてある書類、あなたはきちんとそれを確認をいたしましたか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

一応目は通しましたが、きのうもお話しましたように、この仕組み債になるものというこの何というか、こういう債券というか、専門用語出ませんが、非常に認識がございませんので深く聞きませんでした。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。いずれにしても大変な金額です。今後経済状態がどうなるかわからないというようなご回答もありましたけども、基本的に財政が大変な芦屋町が6億円ものお金が使えなくなっているというのは現実です、これは。よくこの辺は認識して、今後も、そして先ほどの質問の中に私、何回もしましたが、どうも書類不備がたくさんあるような感じもする。ぜひその辺は確認して回答してください。

最後の質問です。先日の中で、質問、岡議員の中で、新しく岡議員が前回の議会で質問した後、新しく資金のこういう運用のために組織の委員会を新しく立ち上げられたというご回答がありましたけども、この組織では、きのうの説明の中で聞くと、今回買った仕組み債みたいなものは、上程されると、今後買えませんよ、この新しい組織の中ではというふうな委員会の回答だと思ったんですけど、その辺は私の聞き違いかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

きのうのご説明の再度ということになるかと思いますが、町が付与する歳入歳出の現金、それから基金、これら公金については、確実かつ有利な運用が求められている。で、芦屋町会計管理者の補助組織設置規則では、会計系の所掌事務の一つとして現金有価証券の出納、それから資金の運用に関することということが上げられております。このように資金運用については、保管の一つの形態として、会計管理者において行われるということになっております。

しかし、私どものような小さな市町村では会計に属する職員は少人数でございまして、毎日の出納事務、例月の監査、備品の管理、支出負担行為の確認、決算書の調整など、多くの事務を担っております。資金の運用もその一つでございまして、これには専門性も必要になります。

そこで会計管理者のもと、副町長を委員長とする芦屋町資金管理運用委員会設置要綱を設置し、財政の元締めであります財政課長、それから役場全体を所掌する総務課長、企画政策課長の合議体で資金の管理運用について検討していく機関を設置したということでございます。今後はこの機関において、議論した上で町の方向性を出していく、このようになろうかと思っております。

具体的には、平成14年に策定をしております芦屋町資金管理並びに運用基準、それから芦屋町債券運用指針、こういうものがございまして、その実施計画なるものはございません。このため、運用するための実施計画を策定する必要があるというふうに考えております。

ついでには、この機関で当該基準、指針の見直しを含め、具体的な実施計画の検討などを行って実行に移していく所存でございます。そして実施したものについては評価を行い、次のステップといたしますか、社会情勢などにかんがみて対応していかなければならない、このように思っております。資金の管理運用には、先ほどもちょっと話がございましたが資金の流動性、いわゆる資金需要に柔軟に対応することも求められておりました、これには基金の償還の関係もございまして、これらも含めて検討しなければならないと思っております。

したがって、先ほど議員おっしゃられました3億円とか、そういう30年とか、

そういうことも含めてこのような体制のもとで資金の管理運用を行っていくこととするようになったと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

回答は得られなかったような内容です。私が聞いたのはその中で新しい基準でやれば今回の仕組み債は借りられないという状況ですね。先ほど町長も言われましたようにいろんな指針が出ているから、もう借りれない、そういう状況なんです。

ぜひ今ずっと流れの中で聞いていますと、その基金の運用とか、そういう組織をつくられても、非常に重要なことなんですけれども、議会にも報告連絡をしてください、これからは。余りにも今までの質問を聞いていると、回答を聞いていると、ちょっとずさんだと思う。ぜひそれをお願いして私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。